

第3 主要施策の成果

3-1 成果の概要

3-2 主要事業の概要

1. 政策経営部

2. 総務部

3. 区民生活部

4. 保健福祉部

5. 都市整備部

6. 環境部

7. 教育委員会事務局

3-3 主な震災対策への取組

3-4 地方消費税率の引上げによる 増収分の使途

主要事業の概要の用語等について

「2. 総務部」には、
会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、区議会事務局 を含みます。

特別会計 …… 特別会計の事業を示します。

〔担当課表示〕… 平成27年4月1日付け組織機構の改正により担当課が変更になっている場合は次のように示しました。

決算年度の担当課名〔4/1以降の新担当課名〕

【人件費を含めたコスト（参考）】

…… 歳出決算額に、行政評価における一人あたり平均人件費を基に算定した人件費相当額を加えた、総事業費として示しました。

【指標】 …… 原則として平成26年度の実績及び目標数値を示します。

地方自治法第233条第5項の規定に基づき平成26年度における
主要な施策の成果を提出します。

平成27年9月

杉並区長 田 中 良

3-1 成果の概要

I 平成26年度 主要施策の成果について

1 平成26年度の社会経済情勢と区政の動向

○ 平成26年度の日本経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的推進により、緩やかな回復基調が続いたものの、個人消費等に弱さがみられ、年度前半には実質GDP成長率がマイナスとなりました。背景には、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、消費税率引上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追いついていないことなどがあると考えられます。その結果、平成26年度の国内総生産（GDP）は、実質でマイナス0.9%、名目で1.6%のプラス成長となりました。

○ 区の平成26年度予算編成においては、納税義務者の増や景気拡張の兆しが見え始めたことによる区民所得の微増などを見込み、特別区税608億円（対前年度当初予算比32億円増）を、また、特別区財政交付金は、都区財政調整協議の結果に基づき382億円（同29億円増）を見込みました。一方、平成26年4月からの消費税増税が経済に与える影響が不透明であることなどから、先行きは決して楽観視できる状況ではなく、必要な行政サービスを持続的に提供するため、基金と区債をバランスよく活用しました。財政調整基金から17億円（同39億円減）を取崩し、公共性が高く世代間の負担の公平につながる分野での活用を前提に特別区債（建設債）を39億円（同14億円減）発行することとしました。

平成26年度歳入決算では、特別区税は当初計画額とほぼ同額となりましたが、対前年度決算比では12億円の増となりました。財政調整基金は、17億円を取崩したものの、決算剰余金等により59億円を積立てたことにより、年度末残高は25年度末に比べ43億円増の301億円となりました。特別区債（建設債）は、38億円の発行となりました。

○ 平成26年度は、杉並区基本構想に基づく総合計画の3年目の年であり、将来を見据えて必要な課題は先送りせずに取り組み、基本構想に掲げる将来像「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」の実現を加速化させるよう予算を編成しました。

○ 主な成果について、総合計画の目標別に紹介します。

<目標① 災害に強く安全・安心に暮らせるまち>

防災まちづくり、耐震改修促進、水防対策、防災行政無線デジタル化整備、災害時医療体制の充実、防犯対策の推進 など

<目標② 暮らしやすく快適で魅力あるまち>

狭あい道路拡張整備、高齢者住宅の提供、都市再生事業、商店街支援、観光促進、就労支援 など

<目標③ みどり豊かな環境にやさしいまち>

公園等の整備、みどりを守る、地域エネルギービジョンの推進、ごみの減量と資源化の推進、自然環境の保全 など

<目標④ 健康長寿と支えあいのまち>

がん検診、救命救急体制の充実、予防接種、長寿応援ポイント事業、高齢者保健福祉施策の推進、特別養護老人ホーム等の建設助成、認知症高齢者グループホームの建設助成、障害者の就労支援事業、障害者の日常生活支援、生活支援情報提供の推進 など

<目標⑤ 人を育み共につながる心豊かなまち>

安心して妊娠・出産できる環境づくり、認証保育所運営、保育施設建設助成、こども発達センター療育相談・指導、学童クラブの整備、学校の支援、学校教育への支援、特別支援教育（障害児教育）、小中一貫校の施設整備、新しい学校づくりの推進、妙正寺体育館の改築、文化・芸術の振興、国際・国内交流の推進、地域住民活動の支援 など

2 平成 26 年度決算の概要

(1) 予算編成方針

- 平成 26 年度予算を「未来へ駆ける予算」と名付け、「安全でにぎわいのあるまちづくり」「福祉の向上で安心を実感」「次世代支援のさらなる拡充」の 3 つの視点で予算を重点的に配分しました。
- 区民ニーズの高い保育や学童の待機児童対策や在宅介護の充実などの喫緊の課題については、重点的に、かつ優先して取り組めるよう予算措置しました。
- 総合計画・実行計画事業については、平成 26 年度の計画改定（ローリング）を念頭に、社会状況の変化に応じて規模等を見極め計上しました。

(2) 決算の特徴

- 平成 26 年度の一般会計及び特別会計の収支状況は、【表 1】【表 2】のとおりです。

○ 一般会計

歳入総額の 1,733 億 1,130 万円に対して、歳出総額は 1,667 億 727 万円で、形式収支は 66 億 403 万円となっています。対前年比で、歳入は 38 億 3,775 万円の増(2.3%)、歳出は 45 億 8,317 万円の増(2.8%)、形式収支は 7 億 4,542 万円の減(△10.1%)となりました。

歳入では、繰入金(43 億 476 万円減)、財産収入(4 億 4,045 万円減)、自動車取得税交付金(2 億 1,793 万円減)、国庫支出金(1 億 4,983 万円減)等が減となるものの、特別区財政交付金(42 億 7,384 万円増)、地方消費税交付金(15 億 2,290 万円増)、特別区税(11 億 7,750 万円増)、配当割交付金(5 億 9,672 万円)等が増となったことにより、対前年度比で増となっています。

歳出では、普通建設事業費(16 億 4,347 万円減)、繰出金(4 億 4,609 万円減)などが減となるものの、扶助費(27 億 9,293 万円増)、物件費(26 億 7,723 万円増)、

補助費（4億1,145万円増）、人件費（4億340万円増）などが増となったことなどにより、対前年度比で増となっています。

なお、形式収支、実質収支とも黒字となっています。

【表1】一般会計の収支状況

(単位：百万円、%)

区 分		平成 26 年度		平成 25 年度	
		決算額	対前年度比	決算額	対前年度比
歳入総額	A	173,311	102.3	169,473	100.7
歳出総額	B	166,707	102.8	162,124	100.5
形式収支	C(A-B)	6,604	89.9	7,349	105.1
翌年度へ繰り越すべき財源	D	161	513.8	31	38.4
実質収支	E(C-D)	6,443	88.0	7,318	105.8

※ 原則、百万円未満四捨五入

【表2】特別会計の収支状況

(単位：百万円)

区 分		国民健康保険 事業会計	用 地 会 計	介 護 保 険 事 業 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	中 小 企 業 勤 労 者 福 祉 事 業 会 計
歳 入	予算現額	53,966	—	39,033	12,965	153
	収入済額	53,069	—	37,762	12,858	149
	予算現額と 収入済額の差	△898	—	△1,271	△107	△4
	収入率 (%)	98.3	—	96.7	99.2	97.4
歳 出	予算現額	53,966	—	39,033	12,965	153
	支出済額	52,367	—	36,449	12,561	64
	執行残額	1,599	—	2,584	404	89
	執行率 (%)	97.0	—	93.4	96.9	41.7

※ 百万円未満四捨五入

(3) 財政の健全化と財政指標

○ 基本構想の実現に向けて、総合計画の中で「行財政改革基本方針」を定めるとともに、実行計画でその方針に基づく取組項目を定め、行財政改革に取り組みました。

○ 厳しい財政状況の中で、基本構想の実現に向けた必要な取組を着実に実施するとともに、新たな行政需要に対応していくためには、財政の健全性を保ちつつ、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営を確保する必要があります。

こうしたことから、「杉並区総合計画（10年プラン）」において、「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」を定め、財政運営の基本としています。

<財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール>

- ① 経常収支比率について 80%以内を目指します。
- ② 歳入歳出の決算剰余金が生じた場合に、当該剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立て、今後の行政需要や災害対策に活用していきます。
- ③ 金利動向等を見据え、繰上償還を行い、公債費の軽減に努めていきます。
- ④ 基金と区債をバランス良く活用して必要なサービスを持続的に提供していきます。
- ⑤ 区債は、原則として赤字区債を発行せず、建設債の発行にあたっては、財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して行います。

① 基金について

財政調整基金は 17 億円を取崩したものの、決算剰余金等により 59 億円を積み立てた結果、平成 26 年度末残高は 301 億円となり、前年度末残高に比べ 43 億円の増となりました。

施設整備基金は、小中一貫校の施設整備や区施設の改修・改良工事等の財源に充てるため 27 億円を取崩しましたが、27 億円を積み立てた結果、平成 26 年度末の基金残高は 60 億円となり、前年度末とほぼ同額となりました。

② 特別区債残高について

平成 26 年度は、特別養護老人ホームや保育施設整備のための用地購入、小中一貫校の施設整備、妙正寺体育館の改築などの区民福祉の向上に必要な事業の財源に充てるために 38 億円の特別区債を発行した結果、平成 26 年度末の特別区債残高は 231 億円となり、前年度末に比べて 23 億円の増となっています。

以上のような財政状況の下での財政運営の結果、主な財政指標は次のとおりです。

○ 経常収支比率

財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、前年度の 82.5%を 2.7 ポイント下回り 79.8%となりました。これは、分子となる扶助費などの経常経費充当一般財源等が増となったものの、分母となる財政調整交付金などの経常一般財源等がそれを上回る増となったことによるものです。

○ 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す実質収支比率は、5.9%となり、前年度の 7.1%を 1.2 ポイント下回りました。

○ 公債費負担比率

公債費負担比率は、1.4%となり、前年度と同ポイントとなりました。

3 財政健全化法に基づく指標（健全化判断比率）

(1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

- 平成 19 年 6 月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94

号)が制定されました。この法律は、それまでの地方財政再建制度を抜本的に見直し、新たな財政指標の整備とその開示の徹底を図るとともに、財政の早期健全化や再生のための新しい制度を整備することにより、地方分権時代にふさわしい地方の自己規律による財政の健全化を推進するものです。

- この法律で新たに設けられた財政指標は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの指標です(この4指標を「健全化判断比率」といい、また、「将来負担比率」を除く3つの指標を「再生判断比率」といいます。)。健全化判断比率のいずれかが一定基準(この基準を「早期健全化基準」と言います。)以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないとされています。また、再生判断比率のいずれかが一定基準(この基準を「財政再生基準」と言います。)以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないとされています。

「財政の早期健全化」の段階では、各自治体の自主的な改善努力によって財政の健全化を行なうこととなりますが、更に財政状況が著しく悪化した「財政の再生」の段階になると、財政再生計画に総務大臣の同意を得ていない場合には、一定の事業を除き、地方債の起債制限を受けるほか、財政再生団体の財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は予算の変更等の措置を勧告できるなど、確実な再生を図るため国等の関与を受けることとなります。

(2) 健全化判断比率

平成26年度決算に基づく健全化判断比率は、【表3】のとおりです。

【表3】

(単位：%)

	杉並区	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	11.25	20.00
② 連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
③ 実質公債費比率	△6.2	25.0	35.0
④ 将来負担比率	—	350.0	

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等(一般会計と中小企業勤労者福祉事業会計)を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

平成26年度一般会計等の実質収支額は65億2,762万円の黒字であり、計算上の比率はマイナス5.87%となりますが、実質赤字額がないため「—」と表記しています。

なお、杉並区に適用される早期健全化基準は11.25%、財政再生基準は20%となります。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率です。対象となる会計は、一般会計等のほか、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計の3つの特別会計です。

平成26年度の連結の実質収支額は88億3,882万円の黒字であり、計算上の比率はマイナス7.95%となりますが、連結実質赤字額がないため「—」と表記しています。

なお、杉並区に適用される早期健全化基準は16.25%、財政再生基準は30%となります。

ます。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率（3か年の平均）です。

平成26年度の実質公債費比率はマイナス6.2%となりました。

なお、杉並区に適用される早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となります。

④ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

平成26年度の将来負担比率は、将来負担額よりも充当可能財源が上回ることから分子がマイナスとなり、計算上の比率はマイナス91.3%となりますが、将来負担額がないため「-」と表記しています。

なお、杉並区に適用される早期健全化基準は350%となります。

4 今後の財政運営に向けて

- 国は、我が国の経済動向について、「緊急経済対策」などの政策の推進や政労使の合意を踏まえた取組等により、実質雇用者報酬の伸びがプラスとなるなど雇用・所得環境が引き続き改善し、好循環が更に進展するとともに、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれ、物価についても、デフレ脱却に向け着実な進展が見込まれるとしています。この結果、平成27年度の国内総生産（GDP）の実質成長率を1.5%程度、名目成長率を2.7%程度と見込んでいます。一方で、海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要性があり、依然、予断を許さない状況が続くものと考えられます。

区財政においては、納税義務者の増や景気回復の兆しが見え始めたことにより、区税収入や特別区財政交付金について27年度当初予算においては、一定の増収を見込みましたが、平成26年4月に実施された消費税率引上げによる駆け込み需要の反動減に伴う足元の個人消費の冷え込みや、法人住民税の一部国税化の影響など先行き不透明な要因も多く、手放しで楽観視できる状況ではありません。

区では、「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」や財政のダムの構築に向けた取組を行政経営懇談会の助言のもとにまとめた「今後の財政運営のあり方についての基本的な考え方」などに基づき、引き続き健全な財政の運営に努め、区民福祉の充実に取り組めます。

平成27年度は、「ホップ・ステップ・ジャンプ」の3段階で取り組むこととしている総合計画の第2段階の初年度となる重要な年となることから、改定した実行計画事業を確実に反映し、「安全・安心を実感できるまちづくり」「みどりにとぎわいが創出される環境づくり」「健康長寿の推進」「切れ目のない子育て環境づくり」「共に輝く地方創生に向けた自治体連携の推進」の5つの視点に重点を置き、予算を編成しました。この予算に基づき、基本構想実現に向けた取組を一層加速化していきます。

- 総務省が示す新地方公会計の「基準モデル」に基づくプライマリーバランス（基礎的財政収支）は、算出する際、決算剰余金を算入しないことなどにより、マイナスとなっています。

区では、基準モデルに基づく指標も財政運営上、留意しつつ、区立施設の再編整備、耐震化などの必要な投資事業、少子・高齢化に対応した福祉施策の充実など、区民生活にとって欠くことのできない事業の推進に努めていきます。